

2013年9月17日

---

## 団体信用生命保険特定状態保障特約 の発売について

---

第一生命保険株式会社(社長:渡邊 光一郎)では、団体信用生命保険の保障範囲を大幅に拡大した『団体信用生命保険特定状態保障特約』を発売します。

団体信用生命保険は、住宅ローンのお借入れに際し、お客さまに万一の状態が生じても債務の弁済に支障が出ないようご加入いただく保険で、保険期間中に死亡や高度障害などのお支払事由に該当された場合に、保険会社が保険金を銀行に支払い、残りの債務を完済するものです。

当社では死亡・高度障害への保障の他、3大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による保障を付加する『3大疾病保障特約付団体信用生命保険』を2006年7月より発売していますが、今回発売する『団体信用生命保険特定状態保障特約』は「生きていくための団体信用生命保険」というコンセプトで、3大疾病の保障に加え一定の障害状態になられた場合や要介護状態(公的介護保険2以上連動または相当)になられた場合の保障も加えた幅広い保障内容となっています。

本特約は、商品開発に協力いただいたりそな銀行・埼玉りそな銀行において導入が決まっており、同行では2013年10月より本特約をセットした住宅ローンを販売する予定です。

当社では、住宅ローンを借入れされるお客さまに本特約に加入いただくことで、万一、障害状態や要介護状態になられた際の住宅ローン返済の負担をなくし、さらなる安心をご提供することができると考えています。

第一生命は、「いちばん、人を考える会社になる。」というグループビジョンのもと、お客さまの多様なニーズにお応えすべく、「新商品の開発」「サービスの向上」にむけて、これからも取り組んでいきます。

## 団体信用生命保険特定状態保障特約の特長と保障範囲

### 団体信用生命保険特定状態保障特約の特長

主契約で保障する死亡・所定の高度障害状態に加え、3大疾病による所定の状態・16の特定状態・所定の要介護状態（公的介護保険2以上連動または相当）になられた場合に保険金が支払われ、住宅ローン債務残高が0<ゼロ>円になります。

<例>こんなときに保険金が支払われます。

- ◆胃の痛みが気になり病院で検査したところ、**所定の胃がんと診断確定されたとき**
- ◆**腎臓病**で腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析を受けたとき
- ◆**不整脈と診断され、恒久的心臓ペースメーカーを埋め込んだとき**
- ◆**スポーツ中に脊椎を損傷して、介護が必要な状態になったとき。**  
(所定の要介護状態が180日間継続した場合)

### 団体信用生命保険特定状態保障特約の保障範囲

団体信用生命保険特定状態保障特約により支払われる保険金には【特定疾病保険金】【特定障害保険金】【介護保険金】の3種類があります。(その他、団体信用生命保険の保障として【死亡保険金】【高度障害保険金】が支払われます。)

#### 3大疾病による所定の状態を保障(特定疾病保険金)

特定状態保障特約の被保険者が次のいずれかに該当した場合、特定疾病保険金が支払われます。

①所定のがん	「所定のがん」にかかり、医師により診断確定されたとき。 (上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは対象となりません。)
②急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。
③脳卒中	脳卒中を発病し、初診日からその日を含めて60日以上、まひや歩行障害、言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

## 16 の特定状態を保障(特定障害保険金)

特定状態保障特約の被保険者が下表に定める身体障害状態に該当した場合、特定障害保険金が支払われます。

※①～⑩は病気・ケガの原因を問いません。

⑪～⑯は不慮の事故による傷害を直接の原因とした場合に限り特定障害保険金が支払われます。

①	呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
②	恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
③	心臓に人工弁を置換したもの
④	肝臓の機能に著しい障害を永久に残したのまたは肝移植を受けたもの
⑤	腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの
⑥	ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの
⑦	直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
⑧	両耳の聴力を全く永久に失ったもの
⑨	1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
⑩	1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
⑪	1 眼の視力を全く永久に失ったもの
⑫	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
⑬	1 手の 5 手指を失ったもの
⑭	1 手の第 1 指(母指)および第 2 指(示指)を含んで 4 手指を失ったもの
⑮	10 手指の用を全く永久に失ったもの
⑯	10 足指を失ったもの

## 所定の要介護状態を保障(介護保険金)

特定状態保障特約の被保険者が、以下に定める要介護状態に該当した場合、介護保険金が支払われます。対象となる要介護状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- ①公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し、要介護認定において要介護2以上との認定を受けたもの
- ②次のア. またはイ. のいずれかの状態に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したもの
  - ア. 寝返りまたは歩行について所定の介護を要する状態、かつ、入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の4項目のうち2項目以上について所定の介護を要する状態
  - イ. 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、所定の問題行動が5項目以上みられる状態、かつ、入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱の4項目のうち2項目以上について所定の介護を要する状態

この資料は 2013 年 9 月時点の商品の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。本特約をご採用いただく際は「ご契約のしおり」、「約款」を必ずお読みください。また、住宅ローンのお借入れの際に本特約にお申込みいただく際は所定の「団体信用生命保険重要事項に関するご説明(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みいただき、詳細をご確認ください。